「防犯講話のつどい」開催

犯罪は待ってくれません。
家族の安全・安心を守るのはあなたです

宮沢町自治会会長　藤橋　忠悟
宮沢真珠会会長　宮内　裕
防犯宮沢支部長　関根富士夫

去年の「防犯講話のつどい」で、アンケートを実施しました。「あなたは（身近な）犯罪の被害に遭った又は遭いそうになったことがありますか」の設問に対し、40％の方が「はい、あります」と答えていました。

その内容は、空き巣、自転車泥棒、車上ねらい、振り込め詐欺、インターネット詐欺、悪質商法（押し買い・押し売り）等多岐にわたっていました。これらの犯罪は誰にでも起こります。平素からしっかりした対策が望まれます。

「身近な犯罪」とは、私たちの身のまわりに発生する犯罪のことで、特殊詐欺（振り込め詐欺＝オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺等）、ひったくり、万引き、侵入窃盗、強盗、自動車・自転車盗、車上ねらい、悪質商法、性犯罪、子どもに対する犯罪などを言います。

たかが「自転車泥棒」されど「自転車泥棒」

最終回の今回は「自転車泥棒」についてです。
皆さんのなかには「自転車泥棒なんて大した犯罪ではないよ」と思う人もいるでしょう。確かに無施錠の人が 30～40％もいるし、また、盗む人も犯罪意識がうすく「ちょっと借用しますね」という軽い気分です。

「盗んだ・盗まれた」で終わればまだましですが、問題は、盗まれた自転車が、もし犯罪に利用されたり、人身事故等を起こしたらどうなるか、と言うことです。

管理状況によっては盗まれた被害者も共犯者に見られたり、賠償責任が発生したりします。2 回目の「空き巣」同様怖い犯罪なのです。たかが「自転車泥棒」などど言ってはいられません。

そうならないためにはどうしたらよいか。一緒に考えましょう。

9月28日（土）午後3時～4時

場所　宮沢公会堂
内容　ビデオ上映・講演
講師　昭島警察署　生活安全課

主催　宮沢町自治会 宮沢真珠会　防犯宮沢支部
後援　昭島警察署　昭島防犯協会

『防犯講話のつどい』自治会回覧 NO.3
発行　2019.09.01